女性活躍推進法21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

項目	(1)採用した職員に 占める女性職員の 割合(%) ※令和5年4月1日 採用	(2)採用試験の受験 者に占める女性割 合(%) ※令和5年4月1日 採用	(3)職員に占める 女性職員の割合(%) ※令和5年4月1日 現在)割合(%)		(5)平成23年度~25年度 に採用した職員の男女別 継続任用割合(%)		(6)男女別の 育児休業取得率・育 児休業の取得期間 分布状況(%) ※令和4年度	(7)男性の配偶者出 産休暇及び育児参 加のための休暇取 得率並びにそれぞ れの休暇の合計取 得日数の分布状況
職種	淋川	淋川		男性	女性	男性	女性	次节和4千度	(%) ※令和4年度
一般事務及び 技術職	_	_	13.0%	7.1%	0.0%	100.0%	0.0%	表1のとおり	表2のとおり
消防職員	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	4×1のとあり	

^{※(4)(5)}については各市町からの派遣職員は含まれていません。

項目	(8)超過勤務の状況 (職員1人あたりの 月平均時間) ※令和4年度	(9)年次休暇 取得日数 (職員1人あたりの 年平均日数) ※令和4年	(10)管理的地位に ある職員に占める 女性職員の割合(%) ※令和5年4月1日 現在	る ※令和5年4月1日現在 (%)			(12)中途採用の 男女別実績(人) ※令和4年度		(13)職員の給与の男 女の差異 ※令和4年度	
職種		∞ μημτ∓		局長·次長 相当職	課長相当職	課長補佐 相当職	係長相当職	男性	女性	
一般事務及び 技術職	10時間58分 (時間外勤務手当受 給対象者)	12.0日	12.5%	15.4%	14.3%	9.1%	10.0%	0名	0名	表3のとおり
消防職員	6時間16分 (時間外勤務手当受 給対象者)	10.8日	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0名	0名	

表1 育児休業取得率及び育児休業の取得期間の分布状況

•女性職員

外上	育児休業取得率 対象者数	1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上
一般事務及び技術職	0人		_	_	
消防職	100.0% 1人	1人	0人	0人	0人
全 体	100.0% 1人	1人	0人	0人	0人

•男性職員

万江 柳菜	育児休業取得率 対象者数	1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上
一般事務及び技術職	0.0% 1人	0人	0人	0人	0人
消防職	64.3% 14人	9人	0人	0人	0人
全 体	60.0% 15人	9人	0人	0人	0人

表2 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

	対象者数	配偶者出産休暇(3日) 育児参加のための		めの休暇(5日)	合計取	得日数	
	刈豕伯奴	完全取得 一部取得		完全取得 一部取得		5日未満	5日以上
一般事務及び技術職	1人	1人 0人	100.0% 0.0%	1人 0人	100.0%	0.0%	100.0%
消防職	14人	10人 2人	71.4% 14.3%	8人 0人	57.1% 0.0%	28.6%	57.1%
全 体	15人	11人 2人	73.3% 13.3%	9人 0人	60.0% 0.0%	26.7%	60.0%

表3職員の給与の男女の差異の情報

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	備考
(V)	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	νmσσ
任期の定めのない常勤職員	79.7%	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	_	女性職員なし
全職員	81.5%	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

<u>※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき決定されており、</u> <u>同一の級・号給であれば、同一の額となります。</u>

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	備考
局長•次長相当職	_	女性職員なし
課長相当職	98.9%	
課長補佐相当職	_	女性職員なし
係長相当職	102.0%	

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	備考
23,176 1 35	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	With 1.3
36年以上	97.5%	
31~35年	_	女性職員なし
26~30年	91.0%	
21~25年	_	女性職員なし
16~20年	_	女性職員なし
11~15年	84.8%	
6~10年	83.5%	
1~5年	102.9%	

[※]勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。